

令和5年度 住民税の申告について

住民税とは…

市町村民税と府民税を合わせて、「住民税」と呼ばれています。

市町村や府が行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力(担税力)に応じて広く分担してもらうものです。

なお、住民税は毎年1月1日現在に居住していた市町村へ、前年(1月1日～12月31日)に生じた所得を申告し、納税していただくことになっています。

※所得に関する証明は、申告をした市町村で発行されます。

住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和5年度も申告していただく時期になりました。

この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、**同封の申告書を令和5年3月15日(申告期限)までに、必ず提出**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじめり

令和5年1月1日現在、熊取町に居住していましたか？
いいえ → **令和5年1月1日現在居住していた市町村で申告に関する相談をしてください。**
おそれ入りますが、その際は当町へ居住地の報告をお願いします。

はい
令和4年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？
いいえ → 証明発行の資料となりますので、申告書の裏面の**収入(所得)のなかった人の欄**に生活状況等を記入して提出してください。

はい
所得税の納付や、還付を受けるために**税務署に確定申告をしますか？**
はい → 住民税の申告は**不要**です。

いいえ(但し、収入金額によっては、税務署へ確定申告する必要があります。)

◎給与所得者の場合
◎その他の所得者の場合
はい → 勤務先から給与支払報告書が提出されている場合、それを資料として課税するため、申告書を提出する必要はありません。

いいえ
同封の『町民税・府民税申告書』で、申告する必要があります。

※ 公的年金等の収入金額が400万円以下などの理由により、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により、給与・年金の源泉徴収票に記載のない控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限 令和5年3月15日(水)

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和5年度 主要改正点

○住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期限の延長
住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までに入居した者が対象となりました。(詳しくは裏面を参照)

○民法の成年年齢の引下げ(18歳または19歳の人)について
民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税の非課税判定において未成年者にあたらないこととなりました。

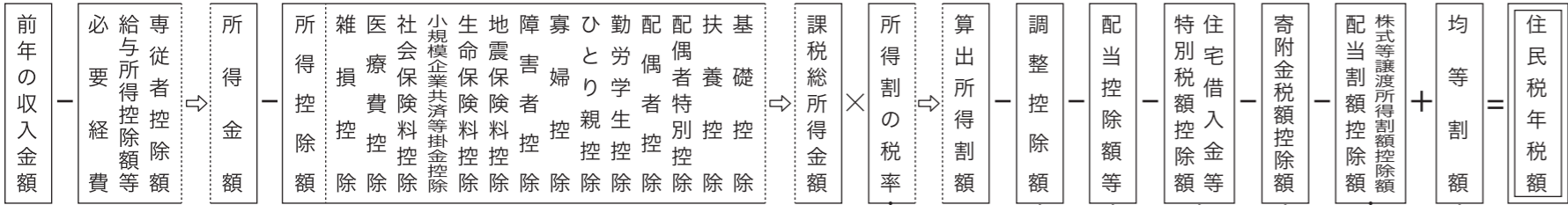
○セルフメディケーション税制の見直し
セルフメディケーション税制の対象となる医薬品について、一定の見直しが行われました。また、手続の簡素化を図った上で、適用期限が令和8年12月31日まで延長されました。

申告書の記入などについて、わかりにくい点がありましたら、ご遠慮なく係までおたずねください。

連絡先 熊取町役場 総務部 税務課 住民税グループ ☎072(452)1005【直通】
〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

【申告書の書き方】へ

【住民税額の計算方法】



所得割の税率(総合分)

課税総所得金額	町民税 税率	府民税 税率
一律	6%	4%

調整控除

- 住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人
①と②のいずれか小さい額の5%
①人的控除額の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
- 住民税の合計課税所得金額が200万円超の人
[人的控除額の差の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円)]の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。
※住民税の合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とする。
※合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除の適用はできないこととされました。

控除の種類		人的控除額の差	
基礎控除		2,500万円以下	5万円※
配偶者控除	一般	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
	老人(70歳以上)	950万円超1,000万円以下	2万円
		900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	6万円
		950万円超1,000万円以下	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得48万円超50万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
	配偶者の合計所得50万円以上55万円未満	950万円超1,000万円以下	2万円
		900万円以下	3万円※
		900万円超950万円以下	2万円※
		950万円超1,000万円以下	1万円※
扶養控除		5万円	
扶養控除(19歳以上23歳未満)		18万円	
扶養控除(70歳以上)		10万円	
老親等同居加算		3万円	
障害者控除		1万円	
特別障害者控除		10万円	
同居特別障害者控除		22万円	
寡婦控除		1万円	
ひとり親控除(母)		5万円	
ひとり親控除(父)		1万円※	
勤労学生控除		1万円	

※ 調整控除の対象となる人的控除の差を記載しているため、基礎控除・配偶者特別控除・ひとり親控除の差額とは異なります。

控除の説明

●障害者控除(普通) 身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人等
(特別) 上記の人のうち、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等
※介護保険で要介護及び要支援の認定を受けた人でも、この控除を受けるには、申告時に町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

●寡婦控除 ①夫と離婚してから婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人
②夫と死別してから婚姻していない人または夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人(この場合、扶養親族の要件はありません。)

●ひとり親控除 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限る)を有する単身者で合計所得金額が500万円以下の人
※寡婦控除 ひとり親控除のいずれについても、住民票の統柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載があるものは対象外となります。

●勤労学生控除 勤労学生のうち合計所得金額が75万円以下でかつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人

●配偶者控除・配偶者特別控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、自己の配偶者(内縁関係は含まない)のうち生計を一にする人(事業専従者を除く)で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は配偶者控除、48万円超133万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。(裏面表5参照)

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下かつ年齢70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)は老人控除対象配偶者となります。

●扶養控除 生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者を除く)※16歳未満の人に係る扶養控除は廃止されました。
(特定) 年齢19歳以上23歳未満の人
(老人) (平成12年1月2日から、平成16年1月1日までに生まれた人) 年齢70歳以上の人
(昭和28年1月1日以前に生まれた人)

(同居老親等) 同居している老人扶養親族であなにか配偶者の直系尊属の人

●基礎控除 あなたの合計所得金額に応じて控除されます。(裏面表6参照)

※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

配当控除は、配当所得のある人が受けられます。
詳しくは、係までお問い合わせください。

均等割の税率(年額)

町民税	3,500円	府民税	1,800円
-----	--------	-----	--------

(府民税には大阪府森林環境税300円を含みます)

寄附金税額控除額

大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部、地方公共団体(ふるさと寄附金等)またはその他条例で定めるものへの年間寄附金合計額(総所得金額等の30%が上限)から2,000円を差し引いた額を対象として、所得割額から控除されます。(地方公共団体への寄附金の場合の控除額=下記の①と②の計、それ以外の場合の控除額=①のみ)

- 基本控除額=寄附金控除対象額×10%(町民税6%+府民税4%)
- 特例控除額=寄附金控除対象額×下記に定める割合(個人住民税所得割額の20%を上限とする)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※上記に該当しない場合は地方税法に定める割合となります。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割額より控除されます。控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	町民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

- 平成25年から令和7年12月31日までに入居した人
所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人は、次のA、Bいずれか小さい額を所得割額から控除します。(控除期間は10年間)
A:所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
B:所得税の課税総所得金額等の額の5%(最高97,500円)
(平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した人のうち、消費税率が8%又は10%である場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円))

※令和元年10月1日から令和7年12月31日までに入居し、消費税率が10%である場合は、控除期間13年の特例措置が適用されます。
※所得税において、すべて控除しきれなかった場合は住民税の控除はありません。
※所得税に関する手続き(年末調整、確定申告等)を行えば、特別な申請(申告)は不要です。
※平成19年から平成20年までに入居し、15年間の控除額の特例を選択した人は所得税からの控除のみとなり、住民税からの控除はありません。

非課税について

- 障害者、未成年者(平成17年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない人)、寡婦・ひとり親に該当される人は、合計所得金額が135万円以下の場合非課税になります。
 - 均等割非課税 合計所得金額≤32万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+19万円(※)
 - 所得割非課税 総所得金額等≤35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円(※)
- (※)下線部分の加算額は同一生計配偶者または扶養親族がある場合のみ算入(注意) 非課税限度額の算定等には16歳未満の年少扶養親族(平成19年1月2日以降に生まれた人)も含めます。

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

【申告書の書き方】

はじめ 申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号及び個人番号を記入してください。

令和4年中収入のあった人 【所得金額】令和4年1月1日から12月31日までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】各項目の説明をよく読んで、所得金額を計算してください。

●**事業所得** (営業等・農業) 自分で事業(商工業や自由業など)を経営したり、農漁業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費** でその所得を計算します。
注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。

●**不動産所得** 土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、**収入金額－必要経費** でその所得を計算します。

※事業・不動産所得については収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入してください。

●**配当所得** 株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、**収益分配金＝配当所得** となり、その他の所得は **収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息** でその所得を計算します。
注意 一定の上場株式等の配当、公募証券投資信託(特定株式投資信託を除く)の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得については、府民税配当割の課税対象となり申告は要しません。申告した場合は、他の所得と合算して所得割で課税され所得割額から配当割額を控除します。

●**給与所得** 会社などにお勤めの方などが得る給料、賞与による所得で、**給与収入－給与所得控除** でその所得を(表1)により計算します。

(表1) 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円～ 550,999円		0円
551,000円～ 1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円		収入金額÷4＝ (千円未満の端数切捨て)
1,800,000円～ 3,599,999円		A×2.4＋100,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		A×2.8－80,000円
6,600,000円～ 8,499,999円		A×3.2－440,000円
8,500,000円以上		収入金額×0.9－1,100,000円

● 雑所得	(公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得 注意 遺族年金・障害年金については、課税の対象となりません。	収入金額－公的年金等控除 (表2参照)	でその所得を計算します。
	(業務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費	でその所得を計算します。
(その他)	生命保険の年金(個人年金)など上記以外のものによる所得			

(表2) 公的年金等に係る雑所得金額の計算

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	昭和33年1月2日以後に生まれた人		
	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	600,000円※	500,000円※	400,000円※
1,300,000円超～ 4,100,000円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
4,100,000円超～ 7,700,000円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
7,700,000円超～10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+1,255,000円
10,000,000円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

公的年金等の収入金額の合計額 (A)	昭和33年1月1日以前に生まれた人		
	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	1,100,000円※	1,000,000円※	900,000円※
3,300,000円超～ 4,100,000円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
4,100,000円超～ 7,700,000円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
7,700,000円超～10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+1,255,000円
10,000,000円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

令和4年中無収入の人

申告書の裏面の収入(所得)のなかった人の欄に生活状況を記入してください。

令和5年度分 町民税・府民税 申告書

令和5年1月1日 現在の住所 大阪府泉南部熊取町

個人番号

提出先: 熊取町長 提出年月日

フリガナ

生年月日

代理申告者

続柄

氏名

職業

電話番号

宛名番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料

社会保険料控除

国民年金保険料 其他() 合計

⑭ 新生命保険料の合計 旧生命保険料の合計

生命保険料控除

介護医療保険料の合計

新個人年金保険料の合計 旧個人年金保険料の合計

⑮ 地震保険料控除

地震保険料分の支払保険料の合計 旧長期契約分の支払保険料の合計

⑰～⑲ 寡婦、ひとり親、障害者控除

⑳ 障害者控除

㉑ 配偶者控除

㉒ 扶養親族

㉓ 雑損控除

㉔ 医療費控除

課税方式の選択に関する事項

●**所得金額調整控除** 総所得金額を計算する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除(表3)を控除します。 ※(1)、(2)のどちらにも該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

(表3) 所得金額調整控除の控除額

対象	所得金額調整控除の計算方法
(1) 給与等の収入金額が850万円を超える人で、以下のいずれかに該当する人 ①本人が特別障害者に該当する ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額※－850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人	(給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額)－10万円 ※給与所得及び公的年金等に係る雑所得は10万円を上限とする

●**譲渡所得** (総合課税) 土地や建物以外の財産を売ったとき **収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除)** でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合、長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2だけが課税の対象となります。

●**一時所得** 懸賞金など継続性のない一時的な所得で、 **収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除)** でその所得を計算し、さらにその1/2だけが課税の対象となります。

分離課税の税額計算方法については、係までお問い合わせください。

以下の控除を受ける際は、まず所定の欄に必要事項を記入したうえで控除額を入れてください。

【所得控除】(所得から差し引かれる金額)

- 社会保険料控除** (領収書または、証明書等が必要です) あなたが支払った、あなたや生計を一にする親族の国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料、雇用保険料などの合計額。 ※あなた以外の人の公的年金から特別徴収された社会保険料などは、あなたのお使いいただけません。 ※給与や年金の報告書に記載のない国民健康保険料などの普通徴収分は、自動的に控除されません。
- 小規模企業共済等掛金控除** (領収書が必要です) あなたや、あなたの親族のために支払った小規模企業共済掛金(旧第二種を除く)と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金の合計額。
- 生命保険料控除** (領収書または、証明書等が必要です) あなたや、あなたの親族を受取人とする生命保険、個人年金、介護医療保険の支払額から算出した控除額の合計額で70,000円が限度額です。

(1) 旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合 (2) 新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合

支払った保険料等の額(A)	控除額	支払った保険料等の額(A)	控除額
15,000円以下	<A>の全額	12,000円以下	<A>の全額
15,001円～40,000円以下	<A>×0.5+7,500円	12,001円～32,000円以下	<A>×0.5+6,000円
40,001円～70,000円以下	<A>×0.25+17,500円	32,001円～56,000円以下	<A>×0.25+14,000円
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円

※(1)と(2)の双方の保険契約等に係る控除がある場合は、(1)と(2)のそれぞれの計算式でもとめた控除の合計額(各控除の上限28,000円、合計限度額70,000円)

- 地震保険料控除** (控除証明書が必要です) あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した、地震契約分と長期分の控除額の合計額で25,000円が限度額です。
*長期損害保険とは保険期間が10年以上で満期返戻金があり、かつ、平成18年12月31日までに契約したもの
- ア.地震保険料控除のみの場合、支払った地震保険料×0.5(最高限度額25,000円)
- イ.長期損害保険料控除のみの場合

- ウ.地震保険料控除と長期損害保険料控除を併用の場合
下記①+②の金額(最高限度額25,000円)
①支払った地震保険料×0.5

支払った長期保険料(A)	控除額
5,000円以下	<A>の全額
5,001円～15,000円以下	<A>×0.5+2,500円
15,001円以上	10,000円

- 障害者控除** 普通 26万円 特別 30万円 同居特別障害 53万円
- 寡婦控除** (表4参照) 26万円
- ひとり親控除** (表4参照) 30万円
- 勤労学生控除** 26万円
- 配偶者控除** (表5参照) 一般 33万円 特定 45万円
- 配偶者特別控除** (表5参照) 老人 一般 38万円 同居老親等 45万円
- 扶養控除** 一般 33万円 特定 45万円 老人 一般 38万円 同居老親等 45万円
- 基礎控除** (表6参照)

(表5) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得金額	控除を受ける方の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般 33万円 老人 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※ 控除を受ける方の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

- 雑損控除** (領収書の添付または提示が必要です) あなたや、あなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額。
1 {損失金額－保険金などで補てんされる金額}－{総所得金額等×10%}
2 災害関連支出の金額－5万円
- 医療費控除** (※①または②の選択制となり、明細書が必要です)
①医療費の実負担額－{(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額}(控除限度額200万円)
②(特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補てんされる金額)－1万2千円 (控除限度額8万8千円、健診結果等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要)